

## 石井町農業委員会公示第13号

## 別段の面積について

平成30年12月21日開催の平成30年1月石井町農業委員会総会において、平成31年1月1日から適用する農地法第3条第2項第5号の規定による石井町が定める別段の面積および空き家に付属した農地の別段の面積を審議した結果は、下記のとおりである。

平成30年12月21日

石井町農業委員会会長 矢部 幸一

石井町内全域（別段の面積）

40アール

石井町内全域（空き家に付属した農地の別段の面積）0.01アール